

各 所 属 長 殿

島 交 企 甲 第 1 4 0 7 号  
令 和 5 年 6 月 3 0 日  
保存期間 1 年  
最終改正 令和7年6月1日

島 根 県 警 察 本 部 長

特定小型原動機付自転車の運転による交通の危険を防止するための講習の運用について（例規通達）

道路交通法の一部を改正する法律（令和4年法律第32号）が令和4年4月27日に公布され、このうち、特定小型原動機付自転車の運転による交通の危険を防止するための講習（以下「講習」という。）に関する規定が令和5年7月1日から施行されることとなった。

講習については、道路交通法施行令の一部を改正する政令（令和5年政令第54号）及び道路交通法施行規則の一部を改正する内閣府令（令和5年内閣府令第17号）によるほか、令和5年7月1日から下記のとおり実施することとしたので、事務処理上誤りのないようにされたい。

## 記

### 1 講習の在り方

講習は、特定小型原動機付自転車の運転による交通の危険を防止するため、受講者に対し、次のような観点から行うものとする。

- (1) 受講者の行動特性に応じた教育内容とすること。
- (2) 受講者に学習シートや発表を行わせることなどにより、受講者自身に事故の要因や危険性、改善点等を考えさせること。
- (3) 受講者に自身の交通行動を気付かせた上で、その変容を促すこと。

### 2 講習の実施要領

#### (1) 講習対象者

講習の受講を命ぜられた者を対象とする。講習を実施するに当たっては、出頭してきた者が被命令者であることを個人番号カード、運転免許証、健康保険証、学生証等により確認すること。

#### (2) 実施場所

運転免許センター又は西部運転免許センターで実施するものとする。ただし、受講者の交通手段等特段の事情があると認める場合には、交通部交通企画課長が指定する場所において実施するものとする。

#### (3) 講師等

##### ア 講師の選任

交通部交通企画課の警部補以上の階級にある警察官を講師とする。

## イ 編成

1回の講習は、講師1人に対し、原則として、受講者3人程度の編成とし、参加型手法を取り入れたきめ細かな講習とすること。ただし、受講者の増加等に対応するため、やむを得ない場合には、受講者に自身の交通行動等について考えさせた上、全受講者に発言を求めると及び受講者同士の討議を必須とすることにより、交通部交通企画課長が双方向性及び個別的指導による気付きの機会が確保されていると判断できる場合には、編成人員について、適切な範囲で交通部交通企画課長が定めることができるものとする。

また、必要に応じ補助者を配置して、資料の配布、視聴覚機器の設置及び操作、受講者の対応等の補助をさせるなど、円滑かつ効果的な講習の実施に努めること。

### (4) 講習申込書の取扱い及び講習手数料の納付

ア 講習に当たっては、講習対象者から、特定小型原動機付自転車運転者講習申込書（様式第1号）を提出させるものとする。

イ 講習手数料は、特定小型原動機付自転車運転者講習申込書に島根県収入証紙を貼り付けて納付させるものとする。

ウ 講習実施日が土曜、日曜又は祝日である場合など、講習日当日に島根県収入証紙の購入が困難な場合には、講習対象者に事前に購入させるよう配慮すること。

### (5) 講習の実施

講習は、警察庁が示す教材を使用し、別添「特定小型原動機付自転車運転者講習カリキュラム」に準じて実施するとともに、受講者の運転行動や特性に応じ個々具体的な指摘を行い、自らの運転行動に関する「気付き」を促すことに重点を置き、次の事項に配慮して進めること。

ア 受講者に講習を受講する意義及び学ぶべき事項を理解させること。

イ 小テスト（理解度チェック）の結果を活用して、受講者の法令遵守状況を認識させること。

ウ 体験談の紹介や損害賠償責任の説明を通じ、特定小型原動機付自転車事故の重大性を理解させること。

エ 視聴覚教材等を活用して交通事故の疑似体験をさせることなどにより、特定小型原動機付自転車事故の危険性を理解させること。

オ 基本的な交通ルール遵守の必要性に加え、受講者の特性に応じ、事故等を起こさないための正しい交通行動を理解させること。

カ 自身の危険な運転の要因、その影響等について、学習シートによるワーキングや討議等を通じて理解させること。

キ 講習の最後に実施する交通ルールの理解度に関する小テストにより、講習の成果を確認させること。

ク 受講の意義を受講者自らに総括させて発表させること。

(6) 講習終了証書の交付

講習終了後に、受講者に対して、特定小型原動機付自転車運転者講習終了証書（様式第2号。以下「講習終了証書」という。）を作成して交付し、副本を保管すること。

(7) 講習終了証書の再交付

講習を受講し、一度講習終了証書を交付された者が、講習終了証書の亡失、滅失、棄損等を理由として再交付を求めた場合には、特定小型原動機付自転車運転者講習終了証書再交付申請書（様式第3号）により申請させた上で、保管している副本の写しを交付すること。

3 講習実施上の留意事項

- (1) 講習の受付から終了まで、威圧的な言動を避け、受講者の緊張を和らげるような対応に努めること。
- (2) 受講者が理解しやすい方法で講習を行うように努めること。特に、受講者が外国人や聴覚障害者等である場合は、通訳、手話、筆談その他の受講者との意思疎通を図るための適切な方策を講じるよう配慮すること。
- (3) 受講者のプライバシーに配慮した言動に努めること。特に、同一の場所で複数の受講者に対し講習を行う場合は、違反歴等の個人情報に他の受講者に知られないようにするなど、言動に特段の配慮をすること。

4 各種事故の防止

講習中における受傷事故やトラブルの防止に特段の配慮をすること。

別添 [略]

様式第2号 [略]

様式第1号（2関係）

年 月 日

特定小型原動機付自転車運転者講習申込書

島根県公安委員会 殿

住所

氏名

道路交通法第108条の2第1項第15号に規定する講習を受けます。

上記講習に対する手数料を納付します。

手 数 料 欄

ここに島根県収入証紙を貼り付けてください。

(注) 収入証紙には、消印をしないこと。

